

検 証 調 書 (甲)

平成13年3月29日

警視庁刑事部捜査第一課派遣

警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 警部

林 俊 則

被疑者不詳に対する死体遺棄被疑事件につき、本職は、平成13年2月9日付東京簡易裁判所裁判官横田忠の発した検証許可状を神奈川県横須賀市林4丁目1番1号浅羽隆一に示して、下記のとおり検証した。

記

第1 検証の日時

平成13年2月10日午前10時40分から

同 日 午後2時10分までの間

第2 検証の場所又は物

神奈川県三浦市三崎町諸磯1778番地

桂秀樹方崖下洞穴内及びその周辺

第3 検証の目的

現場洞穴内の実況見分で死体等を発掘した「発掘部」以外の場所を発掘し、洞穴内の模様及び地中の状況を明らかにし、証拠を保全するため

第4 検証の立会人（住居、職業、氏名、年齢）

神奈川県横須賀市林4丁目1番1号

公務員（神奈川県東部海港事務所 海港課主任）

浅 羽 隆 一 （33歳）

第5 本検証に至る経緯

- 1 平成12年7月に英国人女性ルーシー・ジェーン・ブラックマン（当時21歳）が所在不明となった事件に関連して、同年10月に特別捜査本部が開設された。
- 2 これまでの捜査により、同本部では本年1月26日までに外国人女性等に対する準強姦罪、強姦致死罪等で織原城二（48歳）を逮捕し、現在勾留中であり、本件所在不明事件との関連を捜査中である。
- 3 同人が所有している神奈川県三浦市三崎町諸磯1892番地1ブルーシー油壺401号室付近の諸磯湾南側海岸、崖下に所在する洞穴内及び砂浜等を中心に同本部員が検索を実施していた本年2月9日午前9時15分頃、本検証場所である洞穴内の土中から、麻袋よりのものに入っていたごみ袋在中の人体の一部を発見した。
- 4 人体の一部の発見後、同本部から鑑識課に上記内容の連絡とともに臨場要請を受けて同日現場に赴き、実況見分を実施し、上記一部死体発見場所を更に発掘して、離断されたほぼ一体分の人体死体を発見した。（平成13年3月23日付け、本職作成の実況見分調書参照）
- 5 本検証は、死体の一部発見後、検証許可状請求がなされている間

も引続き発掘を実況見分で進めていたが、検証許可状が発付されたので、上記実況見分に引き続き2月10日に実施したもので、実況見分で発掘した「発掘部」以外の洞穴内の「最奥部側」と「開口部側」の洞穴内の発掘等を中心に実施した。

(以下、実況見分で死体等を発掘した発掘部を「死体発掘部」最奥部側を「最奥部側発掘部」、開口部側を「開口部側発掘部」と呼称する。)

- 6 なお、実況見分時に設定した発掘部の開口部側の発掘部区割線(区割線 α)及び最奥部側の発掘部区割線(区割線 β)は、本検証においても同様に呼称するものとする。

第6 検証の経過

1 現場の位置及び付近の模様

現場は、神奈川県三浦半島の南端の西側にある「名向、名向崎地区のある岬」と「浜ノ原、諸磯地区のある岬」に挟まれた諸磯湾の南側海岸に位置し、神奈川県三崎警察署の西方図測約2.4キロメートル、三浦市消防本部の北西方図測約1.7キロメートルの地点にある神奈川県三浦市三崎町諸磯1778番地桂秀樹方崖下の洞穴内である。

(別添、現場見取図1参照)

(1) 現場付近の道路等の状況

現場に至るには、次の道路等がある。

- ⑦ 諸磯湾南東端の白須住宅入口交差点から幅員5.7メートルの道路を北西方に約260メートル進行した所にあるマンション「ブルーシー油壺」前を左折し、約45メートル進行した突き当たりの北西方にある堤防の階段を昇って諸磯湾の海岸の崖下に至り、海岸の遊歩道、岩場、砂浜を約153メートル進行して現場に至る。

(別添、現場見取図2、3・写真1～29参照)

- ⑧ 現場洞穴の西方8.7メートルの位置に、岩と岩の間に挟まれたコンクリートの階段があり、この階段を昇ると途中で山道となり、山道の西方はフェンスを隔てて崖上の見晴らし台に、山道の東方は桂秀樹方に階段で通じている。

階段と山道をそのまま約61メートル進行すると、現場崖の裏手(南方)を北西方から南東方に走る諸磯漁業協同組合(以下「諸磯漁協」と呼称する。)に通じる道路に至る。

(別添、現場見取図2～4参照)

- ⑨ 上記イ記載の階段の場所から海岸の岩場を西方へ約80メートル進行すると、諸磯漁協前にある港の東側岸壁に至る。

(別添、現場見取図2参照)

(2) 現場周辺の状況

現場は、相模湾内の諸磯湾の南側海岸が南東方に弧状に窪んでいる崖下にある洞穴である。(以下「現場洞穴」と呼称する。)

現場前の海岸は、中央部が砂浜でその北東側及び北西側はそれぞれ崖及び海岸の岩場が張り出している。

(別添、現場見取図 2、3 参照)

2 現場の様相

(1) 現場周囲の状況

現場洞穴は、高さ約 20 メートルの切り立った崖の岩層が幾重にもある岩壁の下に、開口部が北向きにできた三角形の穴で、洞穴の西側岩壁が東側岩壁よりも北方（海岸側）に突き出ている。

洞穴内は三角錐を横にした様な形状で奥に行くほど狭くなっているが、上部（天井）は、岩の裂け目が上方に向かっている。

同洞穴の、北側は、開口部となっており、同開口部前には大きな岩がある。この岩があるため、海岸側から洞穴が見えにくい状態である。

西側は、切り立った崖が続き、開口部の西方にコンクリートの階段がある。

南側（崖上地域）は、切り立った崖上に常緑樹等が繁り、現場洞穴の上方が桂秀樹方にあたる。

東側は、切り立った崖が続き、崖下に浅い窪みが一か所あるほか、開口部から東方 13 メートルの位置に、崖下に接した高地の上に緑色の金網フェンスで囲まれた区域がある。

(別添、現場見取図 2～4・写真 24～29 参照)

(2) 実況見分で死体等を発掘した「死体発掘部」の状況

開口部側の発掘部区割線（区割線 α ）の幅は130センチメートル、最奥部側の発掘部区割線（区割線 β ）の幅は98センチメートルで、区割線 α から区割線 β までの200センチメートルの範囲が「死体発掘部」である。

（別添、現場見取図5・写真30～33参照）

(3) 「死体発掘部」以外の状況

死体発掘部を挟んだ洞穴内の「最奥部側発掘部」と「開口部側発掘部」の状況は次のとおりである。

ア 最奥部側発掘部の状況

最奥部側発掘部（区割線 β から最奥までの間）は、風船のように中央が膨らんだ形で、区割線 β （東西）の幅98センチメートル、奥行（南北）330センチメートル、脹らんだところの幅（東西）100センチメートルの範囲である。

表面の南側には小石等を含んだ木片等の焼損残渣物等がある。

この時本職は、検証補助者である警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員巡查部長石森公雄をして

焼損残渣物等（小石等混入のもの）若干を採取させた。

上記焼損残渣物等を採取後、同所を発掘すると区割線 β の位置から南方へ130センチメートルの間の、上部は浜砂で底部

は上り傾斜の岩盤となっている。

各箇所の深さを測定すると

区割線 β の位置は 56 センチメートル

区割線 β の南方 130 センチメートルの位置は 19
センチメートル

であった。

上記区割線 β の南方 130 センチメートルの位置の南方にある奥行（南北）200 センチメートル、膨らんだところの幅（東西）100 センチメートルの部分は岩盤で発掘はできない。（別添、現場見取図 5～7・写真 35～37 参照）

イ 開口部側発掘部の状況

開口部側発掘部（区割線 α から開口部までの間）の表面には枯草、ごみ等が堆積しているほか、同発掘部東側南寄りには、木炭のようなものがある。

この時本職は、検証補助者である警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員巡查部長石森公雄をして

木炭のようなもの

若干

を採取させた。

（別添、現場見取図 5、6・写真 33、38～40 参照）

（ア）発掘状況

「開口部側発掘部」は、開口部から区割線 α の間であり、

各箇所を測定すると

開口部の幅は345センチメートル

区割線 α の幅は130センチメートル

開口部と区割線 α の間隔は417センチメートル

であった。

同発掘部の表面にある枯葉、ごみ等は、厚さ10センチメートル位に堆積している。

これらを除去すると、下はごみ等を若干含んだ浜砂である。

(別添、現場見取図5・写真41、42参照)

発掘部内の浜砂は、「死体発掘部」と同様にやや湿気を含んでおり、スコップ及びバケツを横にして手で砂をかき入れる様にして発掘を進めた。

枯葉、ごみ等及び掘り出した砂は、開口部の外側に敷いたビニールシート上に搬出し、同所で細小遺留物等を発見選別するため、ふるいにかけて選別したところ

焼損残渣物等	2個
--------	----

(黒色ゴムよう片及びボタン付布片)

軍手	3個
----	----

ボタン等	4個
------	----

を発見した。

この時本職は、検証補助者である警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑

事部鑑識課司法警察員巡查部長石森公雄をして、上記焼損残渣物等、軍手及びボタン等を採取させた。

なお、同発掘部からの埋没死体等の発見はなかった。

(イ) 「開口部側発掘部」の砂等を全部取り除いた状況

「開口部側発掘部」の砂等を全部取り除くと「死体発掘部」と同様に、底部は岩盤で区割線 α 側から開口部へ、なだらかな下り傾斜を呈している。

なお、区割線 α の北方80センチメートルの位置までの底部の岩盤は平坦で、同位置付近から開口部側に向かう平坦部ほぼ中央を、更に一段低くV字型の窪みが続いている。

同発掘部を区割線 α の位置から開口部までの

区割線 α の位置

区割線 α の北方80センチメートルの位置

(以下「a線」と呼称する。)

区割線 α の北方200センチメートルの位置

(以下「b線」と呼称する。)

区割線 α の北方300センチメートルの位置

(以下「c線」と呼称する。)

区割線 α の北方417センチメートルの位置 (開口部の位置)

(以下「d線」と呼称する。)

のそれぞれの位置の地表面の幅員と同所の地表面からの深さ

を区割線 α 側から順次計測したところ、

区割線 α (幅員 130 センチメートル) の最も深いところ
(平坦部) は 56 センチメートル

a 線は、幅員 235 センチメートルで、同所の最も深いところ
(平坦部) は 85 センチメートル

b 線は、幅員 275 センチメートルで、同所の平坦部の深さは

東側壁側で 57 センチメートル

西側壁側で 43 センチメートル

で最も深いところ (中央の一段低く V 字型の窪み
部の底まで) は 115 センチメートル

c 線は、幅員 285 センチメートルで、同所の平坦部の深さは

東側壁側で 71 センチメートル

西側壁側で 60 センチメートル

で最も深いところ (中央の一段低く V 字型の窪み
部の底まで) は 99 センチメートル

d 線は、幅員 345 センチメートルで、同所の平坦部の深さは

東側壁側で 84 センチメートル

西側壁側で 79 センチメートル

で最も深いところ（中央の一段低く V 字型の窪み
部の底まで）は 100 センチメートル

であった。

（別添、現場見取図 8・写真 43～51 参照）

第 7 証拠資料

平成 13 年 3 月 14 日付、警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員巡査部長石森公雄作成にかかる「焼損残渣物等採取状況報告書」のとおりである。

第 8 気象状況

本検証時は、晴天であった。

第 9 検証補助者

本検証に従事した補助者は、次のとおりである。

（統括補助者及び写真指揮担当）

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 警部補 高山光男

（補助者）

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 警部 横溝和芳

警視庁刑事部捜査第一課

司法警察員 警部補 金賀吉文

司法警察員 警部補 浅野信夫

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁第一機動捜査隊

司法警察員 警部補 岩崎 守

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 警部補 橋本孝則

警視庁刑事部捜査第一課

司法警察員 巡査部長 小沼正幸

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁赤坂警察署

司法警察員 巡査部長 池田政一

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 巡査 佐々木博行

(現場写真担当)

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 巡査部長 大串一暢

(採証担当)

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 巡査部長 石森公雄

(現場図面担当)

警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課

司法警察員 巡査 嶽本正和

本検証の結果を明らかにするため、警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員巡査嶽本正和が作成した現場見取図8枚及び警視

庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員巡查部長大串一暢
が撮影した現場写真51枚を本調書末尾に添付した。

本写真51葉は、平成13年2月9日、神奈川県三浦市三崎町諸磯1778番地桂秀樹方崖下の洞穴内において発覚した死体遺棄被疑事件について、平成13年2月10日午前10時40分から同日午後2時10分までの間、検証の際、上記現場及び現場付近において、警視庁刑事部捜査第一課派遣警視庁刑事部鑑識課司法警察員警部林俊則の指示により撮影したものである。

作成年月日 平成13年3月3日

撮影者 警視庁捜査第一課派遣

警視庁刑事部鑑識課

司法警察員巡查部長

八串一暢

説明文 警視庁捜査第一課派遣

作成者 警視庁刑事部鑑識課

司法警察員警部補

高山光男

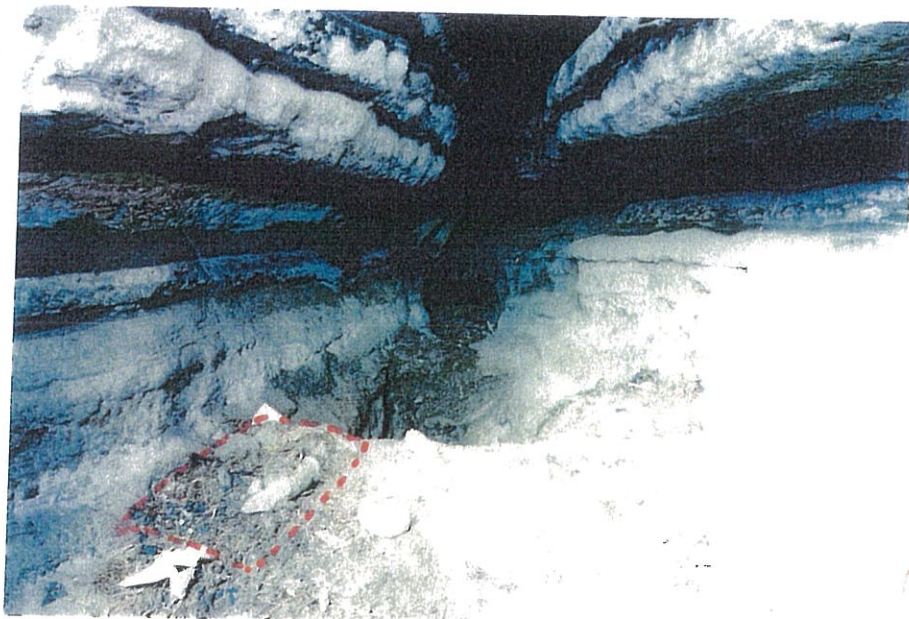
説明文 警視庁捜査第一課派遣

記載者 警視庁刑事部鑑識課

司法警察員警部補

高山光男

33



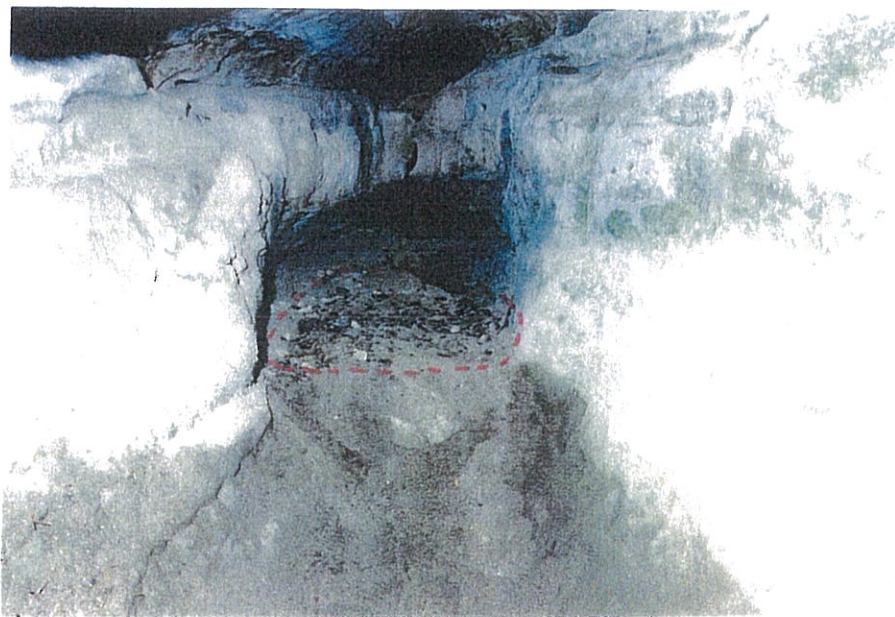
前葉 印内実況見分で発掘した死体発掘部付近を撮影
 印内は、木炭のようなもの

34



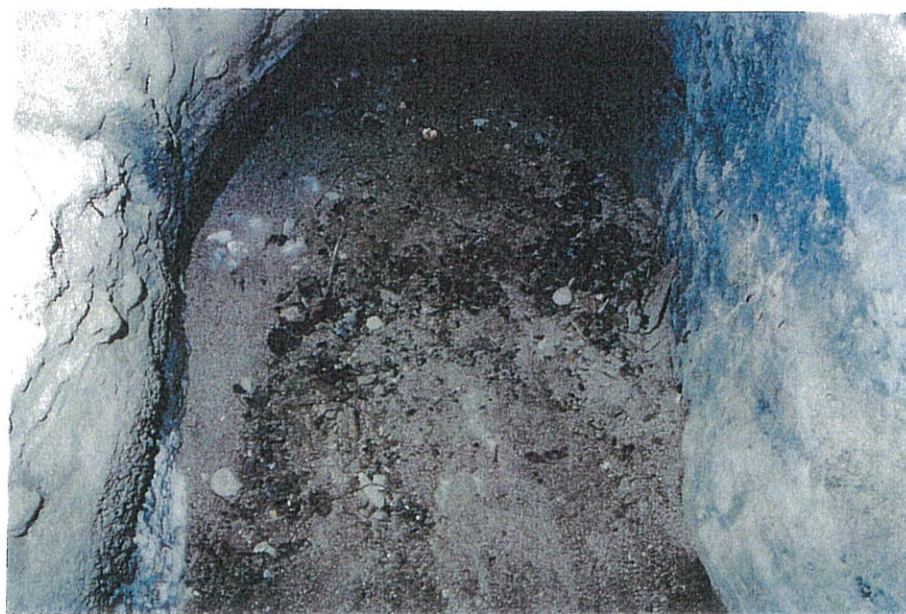
前葉の状況から前進し、奥側を撮影

35



洞穴内最奥部を撮影
印内は、焼損残渣物等

36



前葉 印内焼損残渣物等を撮影

37



焼損残渣物等の採取状況を撮影
 ◎印人物は、立会人 浅羽隆一
 □印人物は、検証官 林警部
 □印人物は、採取者 石森巡查部長

38



第33葉 印内木炭やうのものを撮影
 白紐は、木炭やうのものの範囲を示す。



39

前葉木炭のようなものを近接撮影



40

木炭のようなものを撮影